

有効期限が終了した販売士資格登録者の更新手続きについて

平成24年3月15日

日本商工会議所事業部

平素より販売士としてご活躍いただくとともに、制度の普及促進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、販売士資格は、5年ごとに更新していただく制度としております。

更新手続きについては、認定証に記載されている有効期限終了日までに行っていますが、何らかの事情により更新手続きを行わなかった(できなかった)場合は、有効期限終了後1年以内であれば、更新手続きを行いますので、認定証に記載されている発行団体(商工会議所・商工会連合会)までお申し出いただきますようご案内申し上げます(ただし、更新手数料は、通常2,060円のところ、3,090円となります)。更新方法は、指定通信教育講座の受講・修了のみとなります。

また、「海外勤務や長期療養等の止むを得ない事情により更新手続きができなかった場合」は、当該事情を証明する書類(パスポートや医師の診断書の写し等)を提出いただければ、上記有効期限後1年を超えても更新することができます。

なお、いずれの場合も、更新した資格の有効期間は、更新前の資格有効期限の翌日から5年間となります。

以 上

※平成26年4月1日より更新手数料が改定されました。